

## 第3回白馬村地域公共交通検討委員会・指摘事項

	指 摘 点	対 応 方 針
<b>【基本方針について】</b>		
①	・基本方針を設定した根拠となる資料や計画名等を表記する。	・根拠資料等を記載
②	・「一般の人も利用できる村内の循環バス」の要望が基本方針に反映されていない。	・幅広い検討を行う旨を記載
③	・路線バスの増便等における赤字は村が補填することで実現できるのではないか。	・シャトルバス等を含めて、全体的に検討する。
④	・デマンド型乗合タクシーで住民全体のサービスをカバーする考えなのか。	・路線バスやシャトルバスの統合・運行内容を含めて検討する。
⑤	・通学については、歩けるような環境整備と遠距離を始めてとして徒歩通学が難しい地域においては、公共交通の整備によってカバーしていければよい。	・スクールバスや路線バスとの混乗の可能性等について検討する。
⑥	・学生専用のスクールバスの検討は行わないのか。	・同上
<b>【事業計画について】</b>		
⑦	・優先順位を絞り、村主動の実行性の高い事業計画の検討が必要	・事業スケジュールを考慮し検討する。
⑧	・計画立てのみで終わらず、実行に向け事業計画毎に優先順位とその期日を示したものの提示をしてほしい。	・今後の事業スケジュールを提示する。
⑨	・国の自転車活用推進計画の活用について、具体的な内容はどのように考えているのか。	・検討案を提示する。
⑩	・高齢者への体験教室の実施だけでなく、全村民に対しても周知を行う必要がある。	・全村民への周知活動について追記
⑪	・事業計画の内容で「広域交通軸」は謳われていないため、施策等の検討をした方がよい。	・事業計画②の中で検討する。
⑫	・財政については、運行事業者と調整し提示できる内容を示して欲しい。	・実施計画を検討する際に提示する。
<b>【その他】</b>		
⑬	・作成は、「白馬村地域公共交通検討委員会」の表記とする。	・表記を改める。
⑭	・バラバラな運行形態を統合するのは交通機関ごとに協力体制をしっかりと整える必要がある。	・協力体制を構築